

# 平成 27 年度 都築国際育英財団 外国人奨学生募集要項

一般財団法人 都築国際育英財団

一般財団法人都築国際育英財団では、平成 27 年度在日外国人留学生奨学金(医薬専攻学生向け)の受給者を下記の要領で募集する。

## 記

### 1. 趣旨・目的

本財団は、社会に有為な人材を育成し、また日本と世界各国との教育・文化・学術の交流を図り、相互理解と親善の促進、国際平和及び国際社会の発展に寄与することを目的として、平成 11 年 8 月設立された。その奨学事業の一環として、諸外国から日本へ留学している優秀な学生に対し、それぞれの専門分野において自国と日本との友好親善、学術文化交流などに指導的役割を果すことが期待される者に対し、奨学金を提供する。

### 2. 応募資格

「留学」の在留資格を有する者で、次の各号にすべて該当する者

- (1) 平成 27 年 4 月現在、関東地方に所在する大学の医学系または薬学系の学部に正規生として在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優秀であり、当該大学から推薦を得られる者
- (2) 留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者
- (3) 大学の授業等に適応することができる十分な日本語能力を有する者
- (4) 平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢が、35 歳未満の者
- (5) 他の機関、団体等から奨学金等の受給が決定していない者(ただし、月額 50,000 円未満なら重複受給可、また、貸与の場合は 50,000 円以上でも可、なお、申請中及び採用決定後他の奨学金の受給が決定した場合は、速やかに報告すること)
- (6) 心身ともに健康である者
- (7) 当財団の交流活動に積極的に参加することのできる者

3. 応募方法 大学の推薦を経て、大学を通じて応募

4. 採用人数 1 名程度

5. 推薦人数 何名でも可。ただし、2 名以上推薦の場合は優先順位を付すこと。

6. 支給金額 年額上限 2,000,000 円(選考の上、支給額を決定)

7. 支給期間 平成 27 年 4 月から 1 年間を限度とする。ただし、再応募可能。

## 8. 提出書類

- (1) 奨学生願書（別紙様式）
- (2) 応募者の写真（最近6ヶ月以内に撮影したもの。4cm×3cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- (3) 奨学生推薦書（別紙様式）
- (4) 学業成績及び経済状況調査票（別紙様式）
- (5) 在学証明書（推薦時に大学又は大学院に合格が決定している者は合格通知書）
- (6) 成績証明書（コピー可）
  - ① 入学以来の全学年成績証明書
  - ② 外国大学の成績証明書が日本語又は英語のものでない場合は、日本語又は英語の訳文を付すこと。
- (7) 次に掲げる試験を受験したことのある場合は、その成績証明書（コピー可）
  - ① 日本語能力試験（1級または2級）
  - ② 英語能力試験
- (8) 日本語小論文
  - ① テーマ：「母国と日本の義務教育を比較して、それぞれに提言したいこと」
  - ② 書式 ワードプロにてA4サイズに1枚以上2枚以内、または、400字詰め原稿用紙に3枚以上4枚以内にまとめること。
- (9) パスポートのコピー（顔写真ページ）
- (10) 在留カードのコピー（両面）

## 9. 提出期限 平成27年3月31日（火）まで（当日消印有効）。

書留（配達証明）の郵便に限る。なお、提出期限を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は受理しない。

10. 選考及び結果の通知 理事長は応募者について本財団に設置する選考委員会に諮り、学業成績、人物、留学の効果への期待度等に配慮の上、合格者を決定する。
  - (1) 書類選考（結果は平成27年4月上旬をめどに在籍大学宛文書にて通知する。）
  - (2) 面接選考（書類選考合格者のみ。4月中旬実施予定、4月下旬に合否決定予定。）なお、選考結果について、電話等による問い合わせには一切応じない。
11. 注意事項 合格者が次の(1)から(3)のいずれかに該当した場合、合格が取り消される。
  - (1) 応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - (2) 合格決定した大学に入学しなかった場合
  - (3) 申請以降に他の奨学金受給が決定し、報告を怠った場合

## 12. 応募書類の提出先・問い合わせ先

一般財団法人 都築国際育英財団  
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 24-5-6F  
TEL 03-3464-0831  
FAX 03-3464-0835